

令和7年4月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

物価高騰に伴い、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が、次のとおり変更になります。

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額(1食あたり)	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	490円	➡ 510円
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	
		230円	➡ 240円
		過去1年間の入院期間が90日超	
		180円	➡ 190円
該当なし	●低所得者Ⅰ	110円	

※オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。

(問い合わせ先)
山梨県立北病院
総務医事課 医事経営担当
電話: 0551-22-1621